

熊本県渋滞対策パートナー登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊本都市圏の交通渋滞の解消を目指し、積極的に交通渋滞解消に資する取組みを実施する地域事業者等を登録する「熊本県渋滞対策パートナー登録制度」の実施に関し、必要な事項を定めることで、地域事業者等が、自らの活動と交通渋滞との関連性を認識し、交通渋滞解消に向けた具体的な取組みを推進するとともに、その取組みの「見える化」による更なる取組みの拡大を促し、熊本都市圏における快適な移動を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域事業者等 熊本県内に事業所等を有し、かつ、熊本県内において事業活動を行う法人、団体又は個人事業主をいう。
- (2) 登録事業者 第5条第1項の規定により、熊本県渋滞対策パートナー登録事業者として県に登録された地域事業者等をいう。

(対象)

第3条 熊本県渋滞対策パートナー登録制度の登録の対象は、次の(1)から(4)に掲げる要件全てに該当する地域事業者等とする。

- (1) 交通渋滞解消に資する次のいずれかの取組みを推進していること。

①「交通量の分散」に資する取組み

- ・時差出勤等の制度を導入し、従業員等に対し積極的な活用を促進するなど、主に朝のピーク時間帯となる午前7時30分から午前8時30分までの通勤等による交通量の分散を促し、交通渋滞解消に資する取組みを推進していること。

②「交通量の抑制」に資する取組み

- ・テレワーク等の制度を導入し、従業員等に対し積極的な活用を促進するなど、通勤等における交通量の抑制を促し、交通渋滞解消に資する取組みを推進していること。
- ・従業員等に対し、公共交通機関の利用等を積極的に推進するなど、自家用車または社用車の利用削減を促進し、交通渋滞解消に資する取組みを推進していること。
- ・従業員等が利用できる独自の通勤バスの運行等、乗り合わせ等による自家用車または社用車の利用削減を推進し、交通渋滞解消に資する取組みを推進し

ていること。

③「公共交通の提供」に資する取組み

- ・鉄道、バス、シェアサイクルなどの公共交通サービスの提供を持続的に行っていること。

④その他の取組み

- ・上記①、②及び③以外の交通渋滞解消に資する取組みを推進していること。

- (2) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (3) 政党若しくは宗教団体でない者、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがない者。
- (4) その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

（登録の申請）

第4条 前条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする地域事業者等は、知事が指定する期間に、熊本県渋滞対策パートナー登録申請書（様式第1号）に次の書類を添付して知事に申請するものとする。

- (1) 交通渋滞解消に資する取組みチェックリスト（様式第2号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（登録の実施）

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、第3条第1項各号の全ての要件に該当すると認めるときは、当該申請をした地域事業者等を登録事業者として登録し、登録証を交付するものとする。

- 2 知事は、当該登録事業者の名称及び取組内容等を県ホームページにおいて公表するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、登録の日から令和10年（2028年）3月31日または登録事業者の登録の取消しが行われるまでの間とする。

（登録の変更）

第7条 登録事業者は、登録内容に変更がある場合は、熊本県渋滞対策パートナー登録変更届（様式第3号）により速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（登録の辞退）

第8条 登録事業者は、登録の辞退について、知事に申し出ることができる。

- 2 前項の登録の辞退をしようとする場合は、熊本県渋滞対策パートナー登録辞退届（様式第4号）を知事に届け出なければならない。

（登録の取り消し）

第9条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者から前条の規定に基づく登録辞退届の提出があった場合
 - (2) 虚偽又は不正の手段により登録したと認める場合
 - (3) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
 - (4) 交通渋滞解消に資する取組みについて、実態が無いと認める場合
 - (5) その他、登録事業者として適当でないと認める場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けた地域事業者等に対し、通知するものとする。

（報告義務）

第10条 知事は、登録事業者に対し、熊本県渋滞対策パートナー登録に基づく取り組み状況の報告を求めることができる。

- 2 登録事業者は、前項の規定により知事より報告を求められた際には、知事に届け出なければならない。

（事務の所掌）

第11条 この要綱に関する事務は、熊本県企画振興部交通政策・統計局 交通政策課において所掌する。

（その他）

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年（2025年）5月8日から施行する。